

アスベストの飛散性・非飛散性とレベル1～3の整理

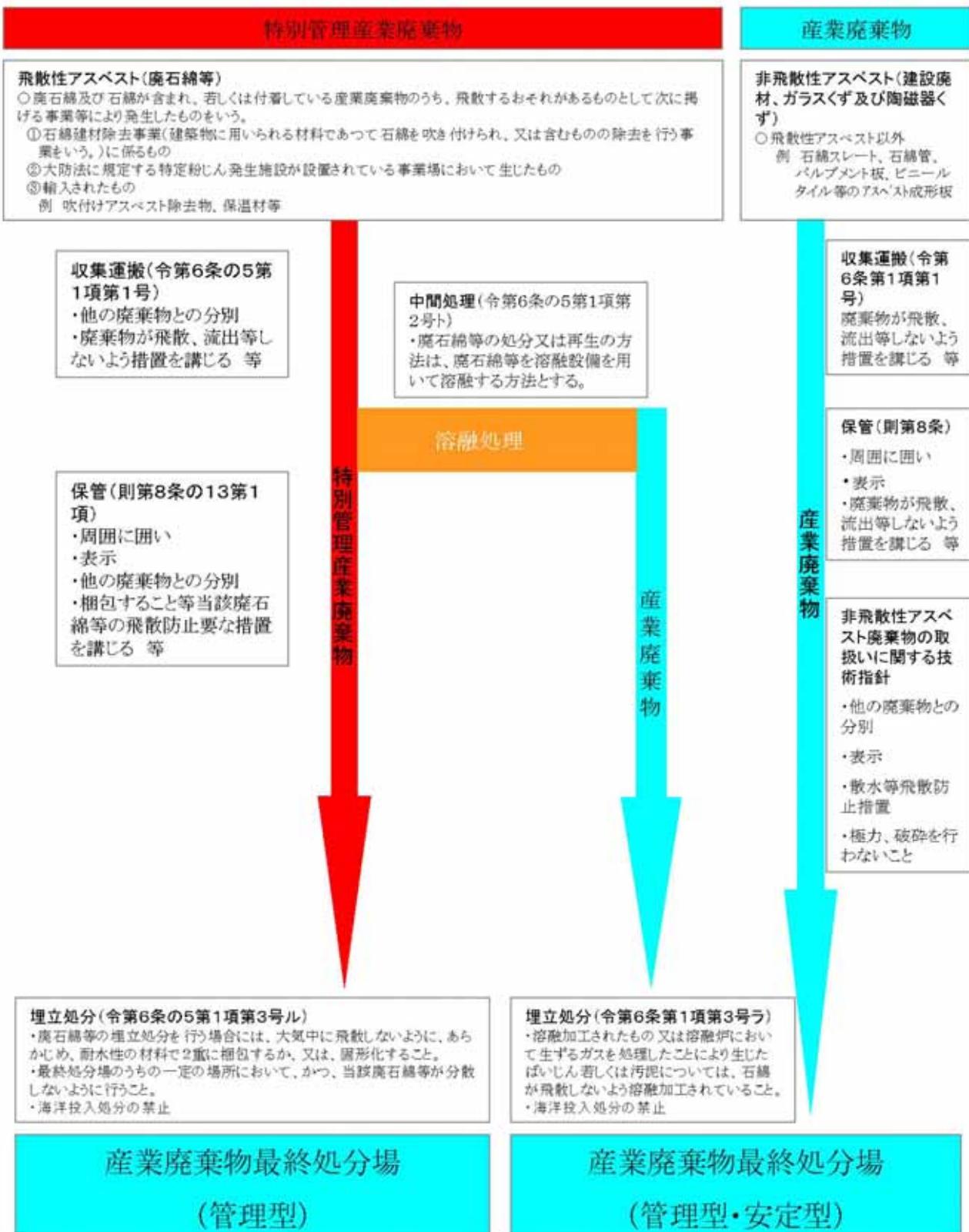
1 建設業労働災害防止協会による石綿含有建材別作業レベル区分

作業レベル	レベル1	レベル2	レベル3
建材の種類	石綿含有吹付け材	石綿含有保溫材、耐火被覆材、断熱材	その他の石綿含有建材（成形板等）
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い
具体的な使用箇所の例	<p>建築基準法の耐火建築物（3階建以上の鉄筋構造の建築物、床面積の合計が200m²以上の鉄筋構造の建築物等）などのはり、柱などに、石綿とセメントの合剤を吹付けて所定の被膜を形成させ、耐火被膜用として使われている。</p> <p>昭和38年頃から昭和50年初頭までの建築物に多い。特に柱、エレベータ周りでは、昭和63年頃まで、石綿含有吹付け材が使用されている場合がある。</p> <p>ビルの機械室、ボイラ室等の天井、壁またはビル以外の建築物（体育館、講堂、温泉の建物、工場、学校等）の天井、壁に、石綿とセメントの合剤を吹き付けて所定の被膜を形成させ、吸音、結露防止（断熱用）として使われている。</p> <p>昭和31年頃から昭和50年初頭までの建築物に多い。</p>	<p>ボイラ本体及びその配管、空調ダクト等の保溫材として、石綿保溫材、石綿含有けい酸カルシウム保溫材等を張り付けている。</p> <p>建築物の柱、はり、壁等に耐火被覆材として、石綿耐火被覆板、石綿含有けい酸カルシウム板第二種を張り付けている。</p> <p>断熱材として、屋根用折版裏断熱材、煙突用断熱材を使用している。</p>	<p>建築物の天井、壁、床などに石綿含有成形板、ビニル床タイル等を張り付けている。</p> <p>屋根材として石綿スレート等を用いている。</p>
必要な対策	著しく発じん量が多い作業で、作業場所の隔離や高濃度の粉じん量に対応した防じんマスク、保護衣を適切に使用するなど、厳重なばく露防止対策が必要なレベル	比重が小さく、発じんしやすい製品の除去作業であり、レベル1に準じて高いばく露防止対策が必要なレベル	発じん性が比較的低い作業で、破碎、切断等の作業においては発じんを伴うため、湿式作業を原則とし、発じんレベルに応じた防じんマスクを必要とするレベル
作業の種類	石綿含有吹付け材の除去作業	石綿を含有する保溫材、断熱材、耐火被覆材等の除去作業	レベル1、レベル2以外の石綿含有建材（例えば成形板など）の除去作業

出典：建設業労働災害防止協会「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（平成17年8月）

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則における飛散性、非飛散性の区分

＜アスベスト廃棄物処理の概要＞



飛散性

飛散性の区分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則に吹付け石綿の記述があり、これを飛散性石綿に区分することが一般的である。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(特別管理産業廃棄物)

第二条の四

法第二条第五項(ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第二項の規定により読み違えて適用する場合を含む。)の制令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

ヘ 廃石綿等(廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業(建築物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。)に係るもの(輸入されたものを除く。)別表第三の一の項に掲げる施設において生じたもの(輸入されたものを除く。)及び輸入されたもの(事業活動に伴って生じたものに限る。)であって、飛散するおそれのあるものとして環境省令で定めるものをいう。)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(令第一条の環境省令で定める基準等)

第一条の二

7 令第二条の四第五号への規定による環境省令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

一 建築物に用いられる材料にあって石綿を吹き付けられたものから石綿建材除去事業により除去された当該石綿

二 建築物に用いられる材料であって石綿を含むもののうち石綿建材除去事業により除去された後に掲げるもの

イ 石綿保溫材

ロ けいそう土保溫材

ハ パーライト保溫材

二 人との接触、気流及び振動等によりイからハに掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保溫材

三 石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具であって石綿が付着しているおそれのあるもの

四 令別表第三の一の項に掲げる施設において生じた石綿であって、集じん施設によって集められたもの(輸入されたものを除く。)

五 前号に掲げる特定粉じん発生施設又は集じん施設を設置する工場または事業場において用いられ、廃棄された防じんマスク、集じんフィルターその他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの(輸入されたものを除く。)

六 石綿であって、集じん施設によって集められたもの(事業活動に伴って生じたものであって、輸入されたものに限る。)

七 廃棄された防じんマスク、集じんフィルターその他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの(事業活動に伴って生じたものであって、輸入されたものに限る。)

非飛散性

非飛散性アスベストの定義は法律に拠るところはなく、飛散性（吹付け）以外を非飛散性とすることが一般的である。

アスベスト混入舗装の区分

道路舗装アスファルトにアスベストが混入されているものについては、吹付けではなく、構造がレベル3の材質と同様に密度の大きいものであり、長時間空中を漂わないと思われることから、非飛散性と分類するのが妥当であると考えられる。

対応方針におけるレベル区分の方法

（ここは社団法人日本石綿協会ヒアリング）

従来は「飛散性」である吹付けと「非飛散性」である吹付け以外の2区分になっていたが、石綿則では「石綿含有保溫材」と「耐火被覆材」の取り扱いが規定されたことから、建設業労働災害防止協会では、従来の吹付けをレベル1、吹付け以外をレベル3、吹付け以外のうち石綿含有保溫材と耐火被覆材およびそれに準ずる断熱材をレベル2と大まかに区分し、それぞれのレベルでの取り扱いを定めたマニュアルを表のように作成した。